

# 平成 27 年度青年社会活動コアリーダー育成プログラム (青年海外派遣) (第 14 回) 応募要領

## 1 応募資格

青年社会活動コアリーダー育成プログラム(日本青年海外派遣)の参加青年に応募する者は、それぞれ、次の各条件を満たす者でなければならない。なお、本事業に参加申込みをした者は、平成 27 年度において内閣府が実施する他の青年国際交流事業へ応募することはできない。

### (1) 国籍及び年齢

日本の国籍を有し、平成 27 年 4 月 1 日現在、23 歳以上 40 歳以下(昭和 49 年 4 月 2 日から平成 4 年 4 月 1 日までに出生)の者

### (2) 社会への貢献

外国青年招へいプログラムにおける被招へい者の受入れに積極的に携わり、プログラム終了後もその経験をいかして社会活動を活発に行うことが期待できる者

### (3) 心身の状況

心身が健康で協調性に富み、事業の計画に従って規律ある団体行動ができる者

### (4) 社会活動の経験

高齢者関連活動、障害者関連活動、青少年関連活動等の社会活動の経験が原則 3 年以上ある者で、専門とする社会活動について、知識又は技能がある者

### (5) 非営利団体の運営

高齢者関連活動、障害者関連活動、青少年関連活動等の社会活動を行っている非営利団体の運営に現に携わっているか、将来携わる意欲を有すること

### (6) 訪問国への関心と理解

訪問国に対して関心と理解がある者

### (7) 語学力

英語により簡単な日常会話ができる者が望ましい。

※英語が出来なくても選考試験で不利になることはない。

### (8) 事業全日程への参加

事前研修、出発前研修、派遣プログラム及び帰国後研修の全日程に参加できる者

## 2 欠格事由

国会又は地方公共団体の議会の議員の職にある者は応募することができない。

## 3 募集期間

平成 27 年 2 月初旬から 4 月上旬にかけての各都道府県及び全国的青少年団体等において定める期間

## 4 募集人員

24 人(ドイツ連邦共和国(高齢者関連)、英国(障害者関連)、オーストリア共和国(青少年関連)の各派遣団 8 人ずつ)

## 5 応募方法

### (1) 提出書類

ア 参加申込書(様式 4) 1 通

## イ 作文 1編

### a テーマ

応募者自身が、

- ① 組織や団体に活動している際に、その組織・団体の運営面及び活動面について問題や課題と考えていること
  - ② それらに対する解決・対応手法として考えられること
- という点を中心に具体的に記述する。題名は自由に設定してよい。

### b 字数

1, 200字以内（題名及び氏名は字数に含まない。）

### c 書式

縦A4版横書きとし、題名、氏名及び字数を明記すること。（パソコンのワープロソフトによる作成を推奨する。）

ウ 所属団体による推薦書（様式5） 1通

エ 健康診断書（様式2） 1通

健康診断書については、様式2以外のもので構わないが、必要項目及び注意書きは確認の上、提出すること。様式2にある項目のうち不足しているものがあれば、内閣府から追加診断を受けるように求めることがある。

※提出書類の様式については、内閣府ホームページ（<http://www.cao.go.jp/koryu/>）からダウンロードすること。

## (2) 提出先及び提出方法

応募者は、上記（1）をそろえて、各都道府県の青年国際交流主管課（室）又は全国的青少年団体等へ郵送等により提出すること。（原則として、都道府県については、応募時点の住民票住所の属する都道府県の青年国際交流主管課（室）を窓口とする。ただし、都道府県により取扱いに違いがあるので、各主管課（室）に確認されたい。）

なお、健康診断書については、中間選考を経て内閣府に推薦される者のみ、提出先に提出すること。ただし、以下の道府県に提出する者については、上記（1）を提出するときに、健康診断書も併せて提出すること。

北海道/青森県/岩手県/秋田県/山形県/福島県/栃木県/群馬県/埼玉県/千葉県/神奈川県/山梨県/新潟県/富山県/福井県/岐阜県/愛知県/京都府/大阪府/兵庫県/奈良県/鳥取県/岡山県/山口県/愛媛県/高知県/福岡県/長崎県/熊本県/大分県/宮崎県/鹿児島県/沖縄県

全国的青少年団体等に属している者も、都道府県に提出することができるが、同時に2つの窓口に応募することはできない。

## (3) その他

提出書類は返却しない。

## 6 選考の流れ

### (1) 中間選考

都道府県知事（若しくは教育長）又は全国的青少年団体等の代表者（以下「推薦者」という。）が、それぞれ日時、実施方法等を定めて中間選考を行う。

### (2) 第2次選考

内閣府は、推薦者からの推薦に基づき第2次選考の受験者を決定し、その受験者について、第2次選考を実施する。

#### ア 科目

面接試験

#### イ 期日及び場所

期日：平成27年5月15日（金）又は16日（土）のうち内閣府が指定する日

場所：中央合同庁舎第8号館（東京都千代田区永田町1-6-1）

ウ 経 費

試験を受けるために必要な交通費、宿泊料等の経費は、本人の負担とする。

エ 通 知

第2次選考の結果は、平成27年6月初旬までに内閣府から本人に直接通知する。

なお、第2次選考に合格した場合は、内閣府が通知する期日までに、本人の参加誓約書及び勤務先の雇用主の参加承諾書各1通を内閣府に提出しなければならない。

(3) 最終選考

第2次選考合格者は、事前研修に参加する。

内閣府は、事前研修の結果を踏まえ、参加者を最終的に決定し、合格者に対して参加決定証を交付する。

(\*注) 平成27年度青年社会活動コアリーダー育成プログラム（外国青年招へい）は、

(1) 平成28年2月23日（火）から3月8日（火）までの15日間

(2) ドイツ連邦共和国、英国及びオーストリア共和国の3か国から（各国団長1人及び高齢者関連、障害者関連、青少年関連で活動する青年各数名）を日本に招へい。

(3) この間、2月25日（木）から28日（日）は東京において、日本参加青年を加えた4か国3分野合同で「NPOマネジメントフォーラム」を、3月1日（火）から6日（日）は活動分野別に、地方でのプログラムを実施予定。

事業の派遣青年には、東京プログラム（NPOマネジメントフォーラム）、各地方プログラムの実行委員会等への積極的な参加・協力が求められる。